

# 施設検討委員会ニュース

第8号 平成26年9月発行  
立川基地跡地利用施設検討委員会  
会長 佐藤 良子

今回の「施設検討委員会ニュース」では「第8回 立川基地跡地利用施設検討委員会」の中で審議された「騒音・振動」「悪臭」の内容についてお知らせいたします。

会議の中では、清掃工場に係わる「騒音・振動」「悪臭」が周辺の環境に与える影響や資料の表現方法などについての意見が出されました。

## 「騒音・振動」とは…

騒音・振動は「不快な」あるいは「無い方がよい」音や揺れのことをいい、一般的には、生理的障害（食欲不振や睡眠障害）、心理的障害（作業効率低下）、社会的障害（家屋被害）を及ぼすことをいいます。しかし、それが不快かどうかについては、個人により、また、その時の心理的な状況にも左右されます。また、「低周波」によって騒音・振動と同じような被害が起こることもあります。

騒音・振動についての調査や事業活動への規制などは、市区町村が担当することを騒音規制法及び振動規制法で定めています。

## 清掃工場の施設稼働に伴い発生する騒音・振動とは…

空気を圧縮するための機械（空気圧縮機）や風を送り込むための機械（送風機）、ポンプやごみクレーンなどモーターを使用する設備、粗大ごみを破碎する機械（破碎機）の稼働により発生することが考えられます。

## 現清掃工場の騒音・振動の状況について…

### ☆騒音

騒音に関する規制基準「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「都条例」という。）と「環境基準」の2つにおいて評価を行っています。また、測定方法は、「日本工業規格 Z 8731」に定める「騒音レベル測定方法」によるものとし、敷地境界の北・東・南東・南・西の5地点で測定をしています。

### ・平成25年度測定結果（考察）【調査日：H25.12.25～26】

規制基準、環境基準ともに概ね基準を満たしています。

時間帯で基準を超えた地点もありますが、現清掃工場は「立川通り」などに隣接しているため、車等の影響によるものであると考えられます。

### ・新清掃工場での騒音への対策及び対応について…

騒音に対する対策としては、低騒音型の機器を導入するとともに、遮音・吸音効果の高い建築材料の使用や、機器の配置を工夫して施設の遮音効果を高めていくことができます。

## ☆振動

振動に関しては「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」において評価を行っています。また、測定方法は、「日本工業規格 Z 8735」に定める「振動レベル測定方法」に準ずるものとし、敷地境界の北・東・南東・南・西の5地点で測定をしています。

### ・平成25年度測定結果(考察) [調査日: H25.12.25~26]

全地点、全時間帯において環境基準を満たしていました。

### ・新清掃工場での振動への対策及び対応について…

振動に対する対策としては、振動を発生させる機器設置は独立した基礎を設けるなど、施設への振動伝播を防止する措置を講じることで対応を図ることができます。

## 「悪臭」(臭気)とは…

いやな「におい」不快な「におい」の総称で、一般的には嗅覚を通じて、気分を悪くさせたり、頭痛・食欲減退などを起こさせるなどの原因となるものを「悪臭」とされています。悪臭も騒音・振動と同じく、調査や規制は市区町村が所管となっています。

## 清掃工場の施設稼働に伴い発生する悪臭(臭気)とは…

清掃工場から発生する主な臭いの原因としては、ごみを焼却した時の未燃分が排ガス中に残って悪臭の原因となってしまうものや、施設内のごみの臭いが外部に漏れ出してしまう2つが考えられます。

## 現清掃工場の悪臭(臭気)の状況について…

立川市清掃工場は「都条例※」による工場に該当し、臭気指数について規制基準が定められていて、「悪臭防止法」によって事業活動にともなって発生する悪臭物質の排出が規制されています。悪臭物質は「悪臭防止法施行令」により種類が定められていて、臭気指数規制地域と規制基準については「都条例※」によって定められています。※「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
測定方法は、各成分について「臭気指数及び臭気排出強度の算出方法」により定められていて、敷地境界の東・西・南・北及びごみピットの5地点で測定しています。

### ・平成25年度測定結果(考察) [調査日: H25.8.20]

測定項目には、臭気指数及び特定悪臭物質の23項目があり、全ての項目及び全ての地点で規制基準を満たしていました。

### ・新清掃工場での悪臭(臭気)への対策及び対応について…

悪臭(臭気)については、搬入時以外はプラットホームやごみピットの扉を閉めて臭気の漏れを防止するとともに、焼却炉停止時の臭気対策として最新の脱臭設備の設置等が考えられます。

※候補地で新清掃工場が稼働した場合、居住地までの距離(約300m)があるため、清掃工場が起因する騒音・振動、悪臭(臭気)について、住民が感じることはないと考えられます。

# 施設検討委員会ニュース

第9号 平成26年11月発行  
立川基地跡地利用施設検討委員会  
会長 佐藤 良子

今回の「施設検討委員会ニュース」では「第9回 立川基地跡地利用施設検討委員会」の中で審議された「**防災拠点等としての清掃工場**」についてお知らせいたします。

会議の中では、最新事例の清掃工場に関する意見や感想、各委員の「防災」「発電」などに関する考え方など多くの意見が出されました。

## ごみ発電・熱回収に関する国の考え方

国は、廃棄物処理における熱回収について、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを前提として、循環型社会と低炭素社会との統合の観点から、地域において「ごみ発電」や「熱供給」等の導入を推進しています。

### ☆市町村のごみ発電の現状

一般廃棄物処理実態調査(環境省)のごみ焼却施設の余熱利用について、平成23年度末時点で、市町村のごみ焼却施設1,211施設のうち、「ごみ発電」を行っている施設は314施設(全ごみ焼却施設の26%)にとどまっていて、引き続き「ごみ発電施設」の整備を推進していく必要があることを国は示しています。

### ☆廃棄物処理施設整備計画の内容

5年ごとに定める廃棄物処理施設整備計画では、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や東日本大震災以降の災害対策への意識の高まりなどの社会環境の変化を踏まえ、地域の核となる廃棄物処理施設においては、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することを目的に、施設の耐震性、地盤改良、浸水対策等を推進していくことを目指す計画となっており、平成25年から平成29年までを計画期間とした新たな廃棄物処理施設整備が閣議決定されています。

### ☆エネルギー回収型廃棄物処理施設

平成26年度から、先進的な高効率エネルギー利用(ごみ発電、熱供給等)を実現する施設で、災害廃棄物処理体制の強化として、①耐震・耐水・耐浪性、②始動用電源、燃料保管設備、③薬剤等の備蓄倉庫の機能を備えた施設に限って、国からの交付金(循環型社会形成推進交付金)の交付率を1/2とする項目が追加されました。

### ☆地域の防災拠点

国は、東日本大震災で広域的に災害廃棄物が発生し、被災地のみならず全国的な処理体制を構築する必要が生じてきている状況を踏まえ、廃棄物処理施設整備計画に示すとおり、エネルギー回収型廃棄物処理施設においては、大規模災害時に稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できるため、今後は、地域の「**防災拠点**」として整備するとともに、ごみ発電等の熱回収についても一層推進していくための具体的な検討を進めています。

## 災害時のごみ処理施設のあり方

ごみ焼却施設は東日本大震災を含め、これまで地震の影響下でも施設の健全さが保たれてきたことから、災害対策拠点としての積極的な活用が検討されています。

- ・災害倉庫併設等を行っての避難場所、駐車場としての利用
- ・大規模非常用発電機を利用したの病院、学校等への電力供給
- ・施設運営のための燃料、水を利用したの燃料基地、防災水槽機能の確保
- ・施設運営のための機材（ヘルメット、マスク、作業着、工具）等の活用
- ・入浴施設の活用による衛生確保・伝染病の蔓延防止

（出典：機械学会、環境工学シンポジウム2011「防災拠点の中心施設としての清掃工場」）

## エネルギー回収型廃棄物処理施設における他自治体の動き

### ☆ふじみ衛生組合（平成25年4月稼働）

ごみ焼却によって発生する熱の回収有効活用を図るために、ボイラーと蒸気タービン発電機（9700kw）を設置している。発電した電力は工場内で使用するだけでなく、隣接するリサイクルセンターへの送電を行ったうえで、余剰電力は電力会社等に売電している。また、発生した熱により温水を作り場外への供給を予定しており、環境に配慮した無駄のないエネルギー利用を進めている。

### ☆武蔵野市クリーンセンター（平成29年稼働予定）

ごみ焼却で発電した電力を新クリーンセンターで使用するはもちろん、市役所庁舎、総合体育館、コミュニティセンターへの供給を予定しているほか、廃熱ボイラーで市営プールを温水にすることや市役所の暖房などに活用するため蒸気をおくる予定となっている。また、「災害時のごみを処理できる施設」としての市防災計画への補完を踏まえた計画を立てている。具体的には、①大震災でも耐えられる施設をつくる。②災害時でも安定的な熱電供給システムを構築する。③ごみ発電に加えて常用兼非常用のガスコジェネレーション（ガスタービン）の導入などを進めている。

### ☆今治市 新ごみ処理施設整備基本計画（平成30年稼働予定）

#### ●エネルギー拠点としての役割

- ①ごみ処理施設で発電した電力を避難所等へ送電できるシステムの検討
- ②災害時にも利用できる自然エネルギーを活用した設備を有する施設の検討
- ③停電時にも安定的な施設運転ができるように、焼却炉の起動までに想定した非常用発電機能を備えた施設の検討

#### ●防災拠点としての役割

- ①雨水等をできる限り有効利用し、貯蔵機能を設けることで災害時に利用できるシステムの検討
- ②災害時に利用できる多目的なスペースを有する施設の検討
- ③災害時に避難所として利用可能な機能を有する施設の検討
- ④災害時に必要な水、食料、燃料等を備蓄できる施設の検討

※新清掃工場については、国の考え方、社会環境の変化、他自治体の動きなどを踏まえ、国の交付金を有効活用した災害に耐えられるエネルギー回収型廃棄物処理施設の施設整備を進めていくことが考えられます。

# 施設検討委員会ニュース

第10号 平成27年1月発行  
立川基地跡地利用施設検討委員会  
会長 佐藤 良子

今回の「施設検討委員会ニュース」では、平成26年11月22日（土）に開催された「新清掃工場候補地周辺住民(立川市民対象)説明会」の様子についてお知らせいたします。

## 第10回 立川基地跡地利用施設検討委員会での審議

「新清掃工場候補地周辺住民説明会」の前に開催された、「第10回立川基地跡地利用施設検討委員会」の中で、立川市より当日の説明内容についての報告があり、内容や説明方法などについて、出席委員から多くの意見や考え方が出されました。

- ・説明の流れが分かるフローチャート資料の追加要望
- ・様々な意見が出されることを想定しての回答及び対応
- ・説明資料の内容についての意見及び質問 など

## 説明会の趣旨

立川基地跡地利用施設検討委員会委員以外の候補地周辺住民への「情報提供」(会議の内容及び立川市の説明内容)を市民は求めていることや、これまで話し合われてきた内容の報告や施設検討委員会委員とは違った意見を聞く機会をつくるために、候補地周辺住民説明会の開催要望を立川市へ行いました。

## 説明会の内容

開会后、副市長からの挨拶があり、立川市側の出席者紹介の後、立川基地跡地利用施設検討委員会を代表して会長からの挨拶がありました。

その後、立川市からパワーポイントによる説明が行われ、質疑応答では4名の住民から質問や意見が出され、立川市から回答や説明が行われました。

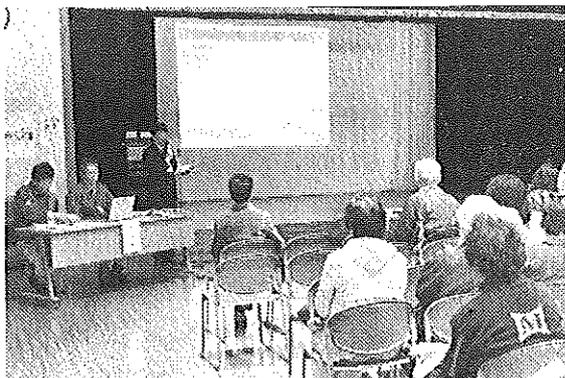


## 説明会の様子

平成 25 年 2 月の説明会以降に「立川基地跡地利用施設検討委員会」と立川市で話し合いを行ってきた 10 回の会議内容などについて、パワーポイントを使用して配布資料を併用しながら、説明会へ出席されている候補地周辺住民への報告と説明が行われました。また、質疑応答の時間には、候補地周辺住民から出された質問に対して、項目ごとに立川市から回答や考え方の説明がありました。

## 出席者の主な質疑内容等

- ・こちらに来ることは反対であるし、西砂に来ることも反対である。  
⇒昭和 27 年から立川市民のごみを引き受けてくれている地域であり、3 号炉の増設時に「平成 20 年 12 月で移転する。」という協定を周辺自治会と締結しており、現在も移転できていない現状がある。現在の場所での建替えは難しいと考えており「候補地」へ移転する方向で進めていきたい。
- ・平成 4 年の「20 年移転の約束」の時、既に「候補地」への移転は計画していたのか？  
⇒平成 4 年当時は、区画整理事業が進んでいなかったため「候補地」への移転計画の話は出ておりません。



- ・500m以内で取ったアンケート結果を立川市はどう考えているのか？  
⇒先進自治体が 500m以内を対象としているため現清掃工場の 300m 以内から 500m以内へ範囲を広げた経緯がある。施設検討委員会が実施したアンケート結果の中には様々な意見や質問があり、回答を求められたものについて回答を行っている。アンケート結果を十分に踏まえて対応させていただいている。  
⇒施設検討委員会として現時点では、「候補地」という形で協議をしていることをご理解いただきたいと思います。(会長)
- ・計画段階での初期の環境影響評価の実施をやってもらいたい。図書館等で公表してもらいたい。  
⇒調査結果については、きちっと開示をして広くお伝えしていきたいと考えている。
- ・昭島市民が説明を受けられなくて怒っている。周辺住民 500mはどこまでを指すのか、具体的にきちっと決めれば良いと思う。  
⇒昭島市民への説明会は、「候補地」周辺（500m 以内）自治会会長、役員を窓口に関催する方向で調整をしている。

# 施設検討委員会ニュース

第 11 号 平成 27 年 4 月発行  
立川基地跡地利用施設検討委員会  
会長 佐藤 良子

今回の「施設検討委員会ニュース」では、平成 26 年度に施設検討委員会として取り組んできた事項や委員会での審議内容について、お知らせいたします。

## 最新清掃工場への施設見学の実施(3回目)

- ☆「ふじみ衛生組合」(クリーンプラザふじみ) 見学
- ・施設検討委員会を構成する 7 団体会員へ、施設見学実施のお知らせと参加申込欄を入れた回覧文書により参加者を募集し、「ふじみ衛生組合」への 3 回目の施設見学を実施しました。
- ・ビデオ視聴、施設内の見学と「クリーンプラザふじみ」職員からの説明を受ける形で施設見学を行いました。

日時：平成 26 年 7 月 24 日(木) 参加人数：25 名

## 新清掃工場候補地の現場視察

- ☆新清掃工場候補地の区画整理事業地区内の位置及び現状(状況)を確認するため、新清掃工場候補地の現地視察を行いました。

日時：平成 26 年 9 月 30 日(火) 参加委員人数：7 名

## 新清掃工場候補地周辺住民説明会(立川市民対象)

- ☆施設検討委員会委員以外の候補地周辺住民への「情報提供」(会議の内容及び立川市の説明内容)を市民が求めていることや、これまで話し合われてきた内容の報告について、施設検討委員会委員とは違った意見や考え方を聞く機会をつくるために、候補地周辺住民説明会の開催要望を立川市へ行いました。

日時：平成 26 年 11 月 22 日(土) 出席者人数：41 名

## 「施設検討委員会ニュース」の発行

- ☆「第 3 号」発行(H26.4) ……施設見学の報告及び平成 26 年度の委員紹介
- ☆「第 4 号」発行(H26.5) ……施設検討委員会の活動状況の報告
- ☆「第 5 号」発行(H26.6) ……「排ガス類」について
- ☆「第 6 号」発行(H26.7) ……「ダイオキシン類」について
- ☆「第 7 号」発行(H26.8) ……「排ガス類の排出基準」及び施設見学の報告
- ☆「第 8 号」発行(H26.9) ……「騒音・振動・悪臭」について
- ☆「第 9 号」発行(H26.11) ……「防災拠点としての清掃工場」について
- ☆「第 10 号」発行(H27.1) ……「新清掃工場候補地周辺住民説明会」について

## 立川基地跡地利用施設検討委員会の開催

### ☆第5回委員会【H26.4.21】

・前回(第4回)委員会で市へ要望した資料の確認と各資料についての説明及び報告、今後の施設検討委員会活動の方向性と位置付け及び市民説明会についての審議を行いました。

### ☆第6回委員会【H26.5.20】

・「施設検討委員会ニュース第4号」についての審議を行い、掲載内容の確認と発行の承認及び3回目の施設見学についての開催要望と日程調整を行いました。また、「排ガス類」について資料を基に市から説明があり、疑問点などについて質問し議論を行いました。

### ☆第7回委員会【H26.6.16】

・「施設検討委員会ニュース第5号」についての審議を行い、掲載内容の確認と発行の承認を行いました。また、「排ガス類の規制値」と「ダイオキシン類」について資料を基に市から説明があり、疑問点などについて質問し議論を行いました。

### ☆第8回委員会【H26.7.29】

・「施設検討委員会ニュース第6号」についての審議を行い、掲載内容の確認と発行の承認及び「騒音・振動・悪臭」について資料を基に市から説明があり、疑問点などについて質問し議論を行いました。また、施設見学についての報告と「発電」にからむ「防災拠点」についての議論を行いました。

### ☆第9回委員会【H26.9.9】

・「施設検討委員会ニュース第7号・第8号」についての審議を行い、掲載内容の確認と発行の承認及び「防災拠点等としての清掃工場」について資料を基に市から説明があり、疑問点などについて質問し議論を行いました。また、「候補地周辺住民全体説明会」の開催について審議を行いました。

### ☆第10回委員会【H26.11.4】

・「施設検討委員会ニュース第9号」についての審議を行い、掲載内容の確認と発行の承認及び「候補地周辺住民全体説明会」について資料とパワーポイント(説明映像)を基に市から説明があり、説明内容などについて審議を行い、開催概要や説明事項についての確認を行いました。また、「候補地周辺住民全体説明会」の開催について審議を行いました。

### ☆第11回委員会【H27.1.20】

・「新清掃工場候補地周辺住民説明会」について説明会概要資料を基に議論を行いました。また、「施設検討委員会ニュース第10号」についての審議を行い、掲載内容の確認と発行の承認及び有料化後のごみ量や新清掃工場について議論を行いました。

### ☆第12回委員会【H27.3.24】

・「施設検討委員会ニュース第11号」についての審議を行い、掲載内容の確認と発行の承認及び「生活環境影響調査」について資料を基に市から説明があり、疑問点などについて質問し議論を行いました。また、来年度(27年度)に向けた活動の方向性などについて審議を行いました。

# 施設検討委員会ニュース

第12号 平成27年6月発行  
立川基地跡地利用施設検討委員会  
会長 佐藤 良子

今回の「施設検討委員会ニュース」では、  
「第12回 立川基地跡地利用施設検討委員会」の中で審議された、環境影響評価（環境アセスメント）や生活環境影響調査（ミニアセス）の内容についてお知らせします。  
会議の中では、専門的な内容についての質問や新清掃工場建設を想定した場合の調査内容などについての質問が出されました。

## 環境影響評価(環境アセスメント)導入のきっかけ(背景)とは…

### ☆公害の問題

- ・昭和30～40年代の高度経済成長期の公害被害の発生（水俣病・四日市喘息など…）
- ・昭和40年代後半の環境影響評価の実施を求める司法判断（四日市公害訴訟判決など…）

### ☆自然破壊の問題

- ・昭和40年代の大規模開発での自然破壊の発生  
（工場・ゴルフ場等の開発、道路・ダム・鉄道等の建設など…）

**公害の問題、自然破壊の問題に対処する仕組みとして、環境アセスメントの取り組みが始まりました。**

## 環境影響評価法(アセス法)で環境アセスメント実施が義務付けられている事業とは…

☆高速道路、ダム、鉄道、飛行場や発電所などの建設事業及び埋立て、区画整理、開発、造成や基盤整備などの土地開発等事業の中で、施設規模や開発面積等に制限を設けた13項目が定められています。

☆**廃棄物処理施設**は、アセス法の対象事業には含まれていません。（最終処分場のみ。）

## 「アセス法」対象事業に該当しない「廃棄物処理施設」の環境に関する調査は必要ないのか…

☆施設規模や開発面積等が小規模なため「アセス法」の対象とならない事業を含む26項目が**東京都環境影響評価条例（都アセス条例）**の対象事業として定められています。

☆26項目の中に「**廃棄物処理施設の設置又は変更**」事業が定められています。

☆「**廃棄物処理施設の設置又は変更**」事業についての規模制限が設けられていて、処理施設の施設ごとの処理能力合計が**200t/日以上**が対象事業として定められています。

## 「都条例アセス」対象事業に該当しない、規模が小さい「廃棄物処理施設」の環境に関する調査は必要ないのか…

☆**一般廃棄物処理施設**を設置しようとする者は、当該**一般廃棄物処理施設**を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の**許可**を受けなければなりません。

（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第八条第1項）

☆**許可**を必要とする全ての廃棄物処理施設について、**生活環境影響調査（ミニアセス）**の実施が義務付けられています。

## 生活環境影響調査（ミニアセス）とは…

☆一般廃棄物処理施設の設置許可を受けようとする者は、名称、設置場所、施設の種類・規模などを含む法律で定められた9項目を記載した申請書を提出しなければなりません。  
 （「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第八条第2項）

☆許可の申請書には、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を添付しなければなりません。  
 （「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第八条第3項）

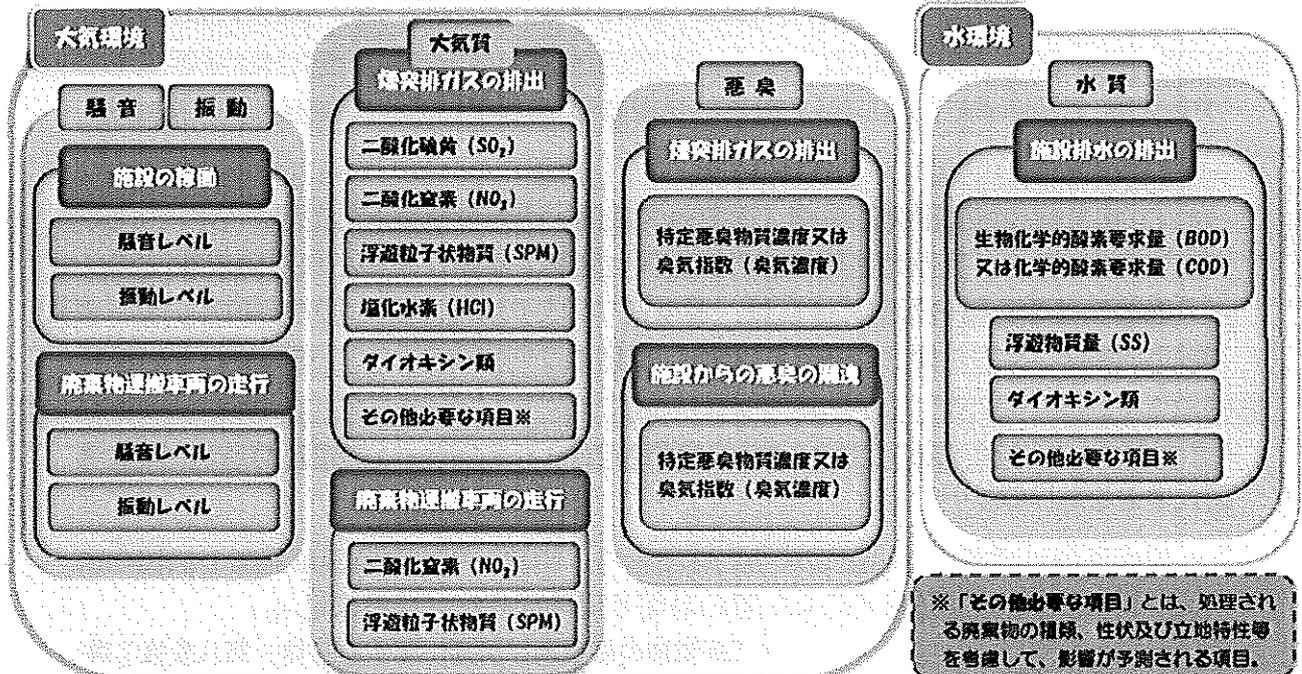
☆市町村は一般廃棄物（ごみ）の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとする時は、第八条第2項の事項を記載した書類と当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を添付して、一般廃棄物処理施設を設置することを都道府県知事に届けなければなりません。  
 （「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第九条の三第1項）

☆設置の届出をする市町村の長は、設置許可の申請書類を作成する場合、政令で定める事項を条例で定め、一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該一般廃棄物処理施設に利害関係を有る者に、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとしています。  
 （「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第九条の三第2項）

☆一般廃棄物処理施設（処理量 200t/日未満）の設置の届出を行うためには、生活環境影響調査結果案の公表、パブリックコメント（意見書）の募集、パブリックコメントを踏まえた調査結果のとりまとめが必要になります。

## 生活環境影響調査（ミニアセス）の調査項目（焼却施設）

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）」に示される生活環境影響調査の標準的な調査項目とは…



問合せ先：立川基地跡地利用施設検討委員会(大山自治会事務所)

042-537-4427

事務局(立川市清掃工場移転問題対策担当主幹)

042-523-2111 内線 4012

# 施設検討委員会ニュース

第13号 平成27年7月発行  
立川基地跡地利用施設検討委員会  
会長 佐藤 良子

今回の「施設検討委員会ニュース」では、「第13回 立川基地跡地利用施設検討委員会」の中で審議された、生活環境影響調査（ミニアセス）の内容についてお知らせします。

会議の中では、環境影響評価（環境アセスメント）との違いや、施設規模による調査内容の違いについての質問、新清掃工場移転先候補地を想定した調査の内容などについての質問が出されました。

## 生活環境影響調査(ミニアセス)とは…

### 生活環境影響調査の目的

- 生活環境影響調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」において、全ての廃棄物処理施設について実施が義務付けられているものです。
- 開発（建設）によって周辺環境にどのような影響が出るかを事前に「調査⇒予測⇒影響の分析」を行い、地域ごとの生活環境に配慮した対策を考えるために実施し、その対策を行うことでどのように周辺環境への影響が軽減されるかを分析して、よりよい施設整備計画を作り上げるためのものです。

### 生活環境影響調査の手順

生活環境影響調査は、「調査」「予測」「影響の分析」を行ったうえで、その結果に対して告示、縦覧及びパブリックコメントを実施します。

その後、専門家などの意見を踏まえて施設整備計画に反映させていきます。

### 生活環境影響調査の意義

東京都には「環境影響評価条例（以下「都条例」という。）」という環境影響評価（環境アセスメント）の実施を定めた条例がありますが、立川市で現在想定している新清掃工場の施設規模（燃やせるごみの減量が進んでいるため200t/日未満を想定）は、都条例の対象（200t/日以上）とはならないため、「廃棄物処理法」で定められている生活環境影響調査で調査を行うこととなります。

## 生活環境影響調査(ミニアセス)の流れ…

### ① 調査

様々な環境項目(大気質・騒音・振動・悪臭・水質など)について、現地調査または既存資料調査を行います。



### ② 予測

現地調査または既存資料調査によって得られた結果を基に、周辺環境について建設後の状況を予測します。予測手法は、予測式や既存事例からの類推によって行います。



### ③ 影響の分析

調査・予測の結果を踏まえて環境保全に配慮する計画を立て、建設による周辺環境への影響が実行可能な範囲で、回避もしくは低減できる計画であるかの見解を示すとともに、環境基準などの目標と予測値を対比してその整合性について評価します。

## 生活環境影響調査(ミニアセス)の「調査」

### 既存資料調査

計画候補地周辺で実施されている、過去の環境項目に係る調査結果の既存資料を基に、計画候補地周辺の生活環境の状況について調査を行います。

### 現地調査

既存資料調査だけでは、それぞれの環境項目について「予測」「影響の分析」を行っていくうえで必要なデータを十分に得られないため、計画候補地周辺の現地において調査を行います。

## 生活環境影響調査(ミニアセス)の「予測」

それぞれの環境項目(大気質・騒音・振動・悪臭・水質など)の調査結果に基づき、予想方法をそれぞれの項目にあった予測式や既存事例からの類推によって設定を行います。

## 生活環境影響調査(ミニアセス)の「影響の分析」

それぞれの環境項目(大気質・騒音・振動・悪臭・水質など)の調査結果と予測条件の設定を行い予測した結果に基づき、それぞれの項目ごとに「影響の要因」「影響」「検討の視点」「環境保全対策」などについて分析し、結果について報告(公表)を行います。

処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性などを考慮して影響が予測される項目については、生活環境影響調査(ミニアセス)で義務付けられている項目(大気質・騒音・振動・悪臭・水質)とは別に「その他必要な項目」として「調査⇒予測⇒影響の分析」を実施することになります。

# 施設検討委員会ニュース

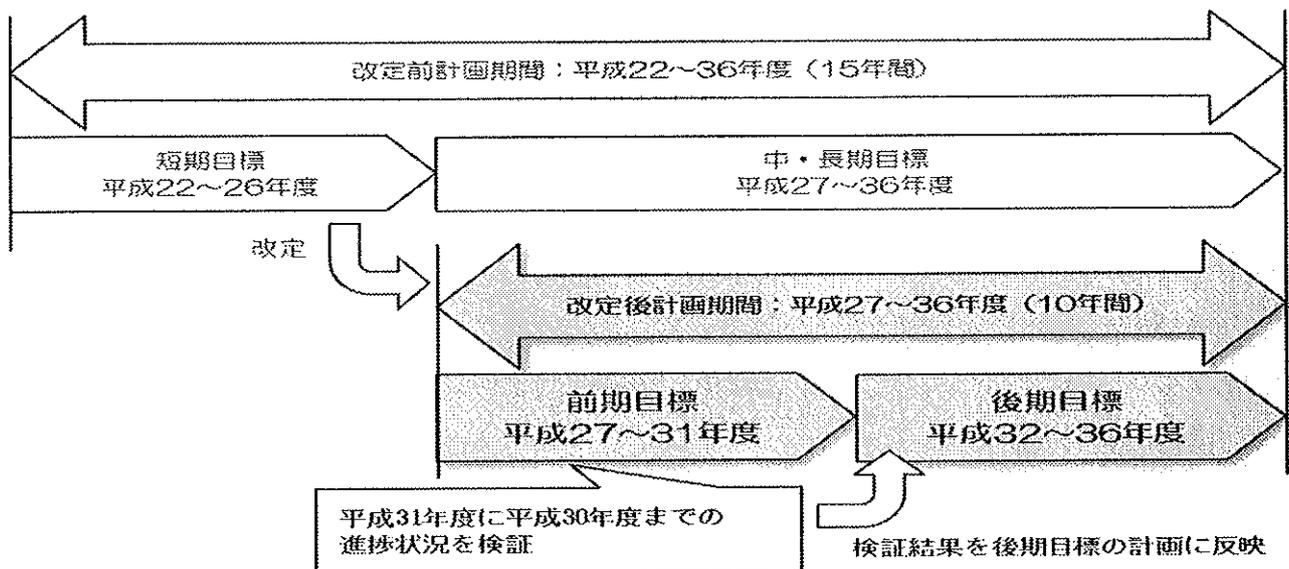
第14号 平成27年10月発行  
立川基地跡地利用施設検討委員会  
会長 佐藤 良子

今回の「施設検討委員会ニュース」では、「第14回立川基地跡地利用施設検討委員会」の中で審議された、「立川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）」の内容についてお知らせします。

「ごみ処理基本計画」の中で「新清掃工場の整備」部分の記載では、これまで「立川基地跡地利用施設検討委員会」の中で話し合われてきた内容を踏まえた、電力供給や熱供給等が行える市民のためとなる防災拠点としての清掃工場の施設整備について記載されており、「立川基地跡地利用施設検討委員会」委員の声（意見）が「ごみ処理基本計画」に反映されています。

また、9月に行われた第3回立川市議会定例会の冒頭あいさつに臨んだ清水市長は、今後の政策について、「新清掃工場建設に向けた具体的な動きに入ります。」との所信を表明されました。

## ごみ処理基本計画の計画期間…



## 改定前「ごみ処理基本計画」の目標達成状況（平成25年度）…

### ①ごみ排出量

【目標】平成19年度比で約30%減らす  
51,418 t（平成25年度実績）  
⇒ 16.9%の減量

### ②燃やせるごみ量

【目標】平成19年度比で約50%減らす  
34,406 t（平成25年度実績）  
⇒ 24.5%の減量

### ③資源化率

【目標】約50%にする  
39.5%（平成25年度実績）まで上昇

### ④埋立量

【目標】平成19年度比で約40%減らす  
361 t（平成25年度実績）  
⇒ 40.3%の減量

## 改定後「ごみ処理基本計画」の基本方針・数値目標…

### 基本方針

- ① ごみ減量の推進
- ② リサイクル率の向上
- ③ 安定したごみ処理



### 数値目標（基準年度は平成 19 年度）

- ① **ごみ排出量**を約 30%減らすことを目指す。
- ② **燃やせるごみの量**を約 50%減らすことを目指す。
- ③ **資源化率**を約 45%にすることを旨す。
- ④ **埋立量**を搬入配分量である 70t/年とすることを旨す。

## 未来へつなごう ごみをつくらないライフスタイル

## ごみ処理計画(重点事業)

### 家庭ごみの重点事業

- ① 啓発活動の強化
- ② 厨芥類の水切り
- ③ 生ごみ処理機器の普及促進
- ④ 家庭ごみ戸別収集・有料化
- ⑤ ライフスタイルの転換
- ⑥ 分別の徹底
- ⑦ 紙類のさらなる資源化

### 事業系ごみの重点事業

- ① 啓発活動の強化
- ② 清掃工場等における搬入管理・指導の徹底
- ③ 厨芥類の資源化
- ④ 燃やせないごみ・粗大ごみ・資源ごみの受入制限
- ⑤ 事業系ごみの処理手数料の見直し
- ⑥ ビジネススタイルの転換
- ⑦ 分別の徹底
- ⑧ 紙類のさらなる資源化

## 中間処理計画

### 中間処理の関連計画

- 清掃工場の老朽化対策
- 再資源化施設の整備の検討
- 資源ごみの増加への対応
- 総合リサイクルセンターの老朽化対策と設備機能の検討

### 新清掃工場の整備

- 環境負荷の少ない安全で効率性の高い中間処理施設の整備

環境への影響物質の排出を可能な限り低減し、効率性が高いエネルギーの回収を前提に、「ごみ発電」や「熱回収」が可能となる先進的な高効率エネルギー利用が実現できるエネルギー回収型廃棄物処理施設の検討・施設整備の推進。

- 防災拠点としての中間処理施設の整備

大規模災害時に稼働を確保することで、電力供給や熱供給等が行える、耐震・耐水性を意識し、始動用電源の確保や燃料保管設備等の機能を備えた、地域の「防災拠点」となる施設整備の推進。